

よくあるお問い合わせ

■ 一般提携の概要について

- Q1. 2014 年度まで NCS が募集していた加盟充電器と、現在募集している一般提携充電器との違いは何ですか？
- A1. 加盟充電器は、政府の補助金ではまかないきれない充電器の設置および維持などにかかる費用を、NCS より権利金としてお支払いしました。現在募集している一般提携充電器は、設置事業者さまが運用されている充電器を、電動車両ユーザーである NCS 会員が充電カードにより利用させていただき、対価としてその利用した従量電気代相当額を提携料として NCS から設置事業者さまにお支払いします。
- Q2. NCS 会員とは具体的に誰のことですか？また、非会員とは誰のことですか？一般提携契約の条件として「NCS 会員に対する充電サービスの提供」とありますが、会員の認否はどのように判断するのですか？
- A2. NCS 会員とは、NCS や自動車メーカーなどが発行する「チャージスルゾウ」マークのついた充電カードを交付された方のことです。一方、充電カードを用いずに充電器を利用する方が非会員となります。充電カードをお持ちの NCS 会員は、充電器の認証機を通した会員認証を行い、これにより充電会員として充電器の利用ができます。
- なお、充電カードを持たない非会員の利用条件や利用料金については、運用主体である設置事業者さまにて決定していただきます。

■ 提携契約の内容について

- Q3. 「NCS が指定する認証プロバイダー」とは具体的に何ですか？また、認証プロバイダーが NCS 指定の会社と異なる場合でも応募は可能ですか？
- A3. 認証プロバイダーとは、充電会員の認証や利用記録の送信など、充電器の通信を担う会社です。NCS が指定する認証プロバイダーは、エネゲート、ジャパンチャージネットワーク、トヨタコネクティッド、NTT データ、日本ユニシス、NEC の合計 6 社のうち、いずれかとなります。
- NCS 指定のプロバイダー以外では、NCS による認証ネットワークの提供が不可能ですので応募することはできません。また、指定のプロバイダーにおいても、NCS の認証サービスの提供が不可能である場合などは応募ができないこともありますので、ご注意ください。
- Q4. 従量電気代相当額として NCS から支払われる提携料には、設置事業者が電力会社に支払う電気料金の基本料金および従量料金が全て含まれるのですか？あるいは、認証プロバイダーに支払う通信契約費用なども含まれますか？

A4. NCS が支払う提携料は、充電カード会員が充電器を利用した時間に応じた一律の金額となります。急速充電器は 9.8 円/分、普通充電器は 1.5 円/分です。その他の維持費用については、設置事業者さまにてご負担をお願いします。

Q5. NCS からの年 1 回の提携料の支払いは、いつですか？数回に分割しての支払いは可能ですか？

A5. 提携料の支払い時期は、充電サービスの運用開始日に応じて異なります。提携約款の別紙部分に掲載していますので、ご確認ください。なお、支払タイミングは年 1 回のみであり、分割してのお支払いはできません。

Q6. 提携条件にある、「通電開始時刻、通電終了時刻、通電時間の取得」および急速充電器の「1 回 30 分を上限とする通電時間設定」は、具体的にどうするのですか？

A6. 具体的な設定方法は、各充電器メーカーにご相談ください。これらのことが対応できない充電器の場合は、提携はできませんのでご注意願います。

Q7. 提携約款や提携条件に記載されている、「充電サービスの提供時間、定休日、利用時間などの変更情報を NCS へ提供すること」は、具体的にどのような方法になりますか？

A7. 設置事業者さまご自身による、Web を利用した変更連絡をしていただきます。具体的な方法については、提携契約の審査終了後に、別途ご案内します。

Q8. 一般提携契約の条件である日常点検、清掃、保守、メンテナンスや、充電器故障時の充電器メーカーへの連絡や修理手配など、利用再開までのフォローアップは、設置事業者自身が対応するのですか？充電器メーカー系のメンテナンス会社などへの委託は可能ですか？

A8. 充電器の日常点検、清掃、保守、メンテナンスや故障時の充電器メーカーなどへの連絡は、設置事業者さまにて対応していただきます。これらの対応をメンテナンス会社などへ業務委託することは可能ですが、委託費用などは設置事業者さまの負担となります。

Q9. 「コールセンターサービスの提供」とはどんなことですか？コールセンターサービスは設置事業者自身での対応は可能ですか？24 時間 365 日での対応が必要ですか？

A9. コールセンターサービスとは、充電器利用に関する問い合わせや利用時のトラブル、あるいは故障などの問い合わせへ対応するサービスのことです。充電サービスを提供される時間内では、これらのコールセンターサービスを提供していただくことになります。

コールセンター対応は設置事業者さま自身にて対応いただくことも可能ですが、その場合、問い合わせ先は設置事業者さまの連絡先を明示していただきます。これらの対応をコールセンター会社などへ業務委託することは可能ですが、委託費用などは設置事業者さまの負担となります。

Q 10. NCSマークのついた会員カードを所持していない非会員が、提携充電器を利用した場合、その料金設定や収納は、どうなりますか？

A 10. 会員カードを所持しない非会員のかたの料金設定や収納などは、充電器の設置事業者さまにて実施していただくことになります。

■一般提携契約の条件について

Q 11. 一般提携充電器の募集期間はいつまでですか？

A 11. 募集期間は現時点では特に定めていません。ただし、諸般の状況に応じて予告なく終了する場合があります。

Q 12. 一般提携の契約期間は1年間となっているが、更新手続きはどうなりますか？

A 12. 契約更新の手続きは、双方からの契約終了に関する通知（約款第12条）がない限り、原則として自動更新となります。

Q 13. 応募は充電器1基から可能ですか？複数基での応募は可能ですか？基数が多い場合でも応募は可能ですか？

A 13. 一般提携条件を満たす充電器であれば、1基から応募は可能です。基数の制限もありません。

Q 14. 認証機がない充電器でも応募は可能ですか？

A 14. 認証機がない充電器での応募はできません。NCSが指定する認証プロバイダーとの通信利用契約の締結、および認証機の搭載が必要です。

Q 15. 充電器設置場所の制限や施設要件の設定などはありますか？

A 15. 施設要件は特にありませんが、会員制充電サービスが備える公共性に鑑み、一定の法規制をされている施設や、部外者の立ち入りを制限している施設、あるいは受益者負担が妥当と思われる施設など、一般提携の必要がないと認められる場合は対象外とする場合があります。

Q 16. 設置事業者は、NCSに対して、希望する任意の充電サービス開始日を指定できますか？

A 16. 充電サービスの運用開始日は、原則として毎月1日または15日です。当該日が休日・祝日の場合はNCSの翌営業日とします。

Q 17. 「NCSが提供する提携店シール」とは、具体的に何ですか？なぜ、充電器への貼付が必要なのですか？

A 17. 提携店シールは、NCSマークである「チャージスルゾウ」ロゴが入った、提携充電器を示すオレンジ色のシールです。充電に際して、NCS会員として利用できる充電器であることを確認するた

めに必要となります。充電サービス開始前に設置事業者さまにて充電器への貼付をお願いします。

■申請方法について

Q 18. 応募は NCS ホームページの Web 申請のみですか？ Web が利用できないので、郵送による申請は可能ですか？

A 18. 申請方法は Web のみのとなります。充電サービス開始後に事業者さまがおこなう運用も Web 利用を前提としています。

Q 19. 申請に必要な情報が揃わない場合でも申請は可能ですか？申請することで必ず審査は承認されますか？

A 19. Web の指定フォームによる申請となりますので、必要とする情報が揃わない場合は、申請画面が進まず申請自体が完了しません。また申請内容に不備が認められた時は、審査承認とならず一般提携契約ができません。したがって、申請前にはあらかじめ一般提携契約の約款および契約条件の十分な確認、加えて申請フォームの入力項目の事前確認をお願いします。

Q 20. 応募に際して、充電器設置事業者に代わって充電器設置工事店などによる代理申請は可能ですか？あるいは、充電器の運営を行う運営事業者などからの応募申請は可能ですか？

A 20. 原則として、申請は設置事業者さまのみが出来ます。充電器設置工事店などからの代理申請はできません。なお、充電器の運営を業務委託し、充電器利用に関する問い合わせ、メンテナンス、提携料の支払先などが委託先の運営事業者である場合には、その運営事業者からの応募申請は可能です。

Q 21. Web での申請から充電サービス開始までの具体的な手続きは何がありますか？申請からサービス開始までの期間はどのくらいですか？

A 21. NCS では、Web 申請を受理したあと、申請内容を確認、審査し、充電サービス開始に支障がなければ、審査結果として提携店シールなどの送付と併せて運用開始日を連絡します。申請内容に不備や問題がなければ、申請から運用開始日まで概ね 1 ヶ月程度となります。なお、手続きの集中や、不備があった場合の設置事業者さまとのやりとりなどにより、運用開始日が延びることもありますので、あらかじめご了承ください。

Q 22. 申請後のキャンセルは可能ですか？申請内容の修正や変更がある場合は、どうすればよいですか？

A 22. 申請内容の変更や修正、あるいはキャンセルについては、出来るだけ速やかに NCS へ個別に連絡をしてください。

■その他

Q23. 充電器の設置に際して、政府の補助金である次世代自動車振興センター(以下、NEV)の補助金を活用することは可能ですか？

A23. 充電器の設置に際し、NEV などの補助金を活用することは可能です。特に補助金を活用した新しい充電器とは積極的に提携を進めたいと考えています。なお、NEV 補助金の詳細については、以下をご確認ください。

次世代自動車振興センター「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_outline.html

Q24. 既設の充電器において NEV 補助金も活用しながら認証機の取り付けを行う場合、具体的な手続きはどう進めればよいですか？

A24. 既設の充電器への認証機取り付けに関する NEV 補助金対象の確認については、充電器メーカーにご相談ください。

Q25. NCS 以外でも、「カード発行事業者である日産、トヨタ、三菱の各自動車メーカーなどの個別交渉が可能」とは、どういうことですか？個別交渉をすることでのメリットはありますか？

A25. NCS 以外でも、カード発行事業者である各自動車メーカーなどの個別のご相談も可能です。ただし、ネットワーク参加の条件や契約方法も含めて、設置事業者さまご自身で各自動車メーカー個別に詳細の確認、および提携交渉をしていただくこととなります。

以上